

新型コロナの感染を広めた メディアの罪と本来の役割

ジャーナリズムの性加害問題を契機にメディアの倫理と報道のあり方が問われている。問われているというより、自己反省、自浄作用が働くかどうかの問題である。いまさら解説は省くが、在日海外記者の売り込みをBBCが取り上げたことで、グローバルスタンダードの性犯罪報道基準が初めて日本メディアの基準となるうとしている。

ハリウッド発の#METOO運動や映画にもなったバチカン聖職者による性犯罪を上回る世界的スキャンダルである。内部浄化出来なかった企業、業界はもちろん、NHKも民放も新聞社も一芸能プロダクション、一経営者に付度して性犯罪報道をしなかった。自社に利害を及ぼす相手だからである。

いま政治家や大企業経営者や教育者、聖職者が、未成年の抵

抗できない少女少女500人に同じことを行ったら、どんな報道をしていただろうか。

「犯罪行為を知っていて報道しなかった」。どんな反省コメントを出しても、内部調査委員会を組織しても、世の中に役割を持つメディア、記者としてアウト！である。犯罪を見て見ぬふりする警察官、有罪を知っていて立件しない検察官、火事現場を通り過ぎる消防車。ありえない。そんなありえないことが起きている。

■感染対策ふたたび

この原稿を書いている9月末時点で新型インフルエンザが流行し、新型コロナウイルスも第9波？により再び医療逼迫しているのだという。

日本には昔から高熱を発する病気があり、喉が痛くなる風邪

児にも打たせ、数千人の死亡後遺症被害者を出した責任を誰もとうとしな。NHKはワクチン接種後の死亡者をあたかも感染死のように伝えたことは謝罪したが、ワクチン後遺症の取材報道はしようとしな。

アルコールメーカーに付度し空気感染を認めず飛沫感染対策だけを進めた厚労省と保健所の指導で、3年間同級生の顔も見られず黙食などという人権侵害を黙認させられた子どもたちも被害者である。

いま5類に移行して半年、いまだにマスクを外せずにいる人たちが大勢いる。5類であろうがなからうが強風の吹く屋外でマスクをしているのは異常な風体であり、マスクをしたまま入浴するのはパンツをはいて浴槽に入るのと同じ迷惑行為である。

自分では「おかしい」と気づくことができない生涯にわたる精神的障害を負ってしまった。

かくも気の毒な洗脳被害者の人たを作り上げた利権業界と

政府関係者、メディアの犯罪的行為の総括をする報道がない。

性犯罪を見て見ぬふりをしてきた反省もそうだが、この3年間の未曾有の社会事件を振り返り、検証する必要があるメディアにあることは明らかである。

これもわかっていて見て見ぬふりをしている。ジャーナリストではない。メディアの不作為、責任逃避そのものである。

■次の感染に備える

本誌にも何度か書いているが、新型コロナウイルスは空気感染であった。これを日本だけが飛沫感染、接触感染だと強弁し続けたのは空気感染だと商品が売れなくなるアルコール業界への付度と業界の利権工作である。

アルコールは空気感染対策には使えない。この巻き添えを食った、または利権の標的になったのが次亜塩素酸水である。

世界の食品衛生や農業、酪農業に欠かせない次亜塩素酸水。学校現場でも医療、介護現場で



危機管理コンサルタント

越智文雄の

時論・持論・自論

〈第18回〉感染予防対策ふたたび

もあった。正体不明の致死率の高いパンデミックが蔓延したときの過剰報道からこの数年、メディアの変質、劣化が著しい。

思い出してほしい。コロナを煽れば煽るほど視聴率がとれ、研究者でもない専門家と言われる人たちが科学的根拠のない風評を拡げた。連日連日、さらに連日連日のメディアのマラソン暴走だった。「プーチンのおかげでコロナ報道は止まった」と書いたら、「おかげ」とは何かと怒られた。

今となれば超巨大資本のワクチン企業と医療業界、薬品業界の壮大な世界市場開拓実験であったのだと納得できる。

「捏くられた」過剰不安社会の中で、その一番の犠牲者は見舞いにも行けず、死に目にも会えず、葬儀すら出来なかった人たちであり、自粛という根拠のない強制で店を潰された飲食店、失業した従業員だった。

安全性の検証もしていない未承認ワクチンを生後6カ月の乳

入ると結膜炎になり、吸い込むと気道障害になる」と評価委員長自らがデマを広めた。

自社取材もせずに民放、新聞各社がこれに追従した。誤報道どころか次亜塩素酸水で皮膚が爛れた、気分が悪くなったとアルコール業界がスポンサーのネットウヨのフェイク投稿を引用する新聞記者もいた。

メディアの罪は、この工作と付度が国民にとって有効な感染対策を封じ込めることになることに思いを寄せずに、科学的取材もせずに両論併記すらしなかったことである。

結果、次亜塩素酸水の空間気化という世界中で採用されている感染対策、衛生対策が日本でだけ封じられて、感染しなくてよいはずの人たちが感染し亡くなった。

メディアが次亜塩素酸水つぶしのパッシング報道をする中で、厚労省の「おススメしない」という事務連絡は保健所が空間噴霧を禁止指導するまでエスカレー

新型コロナウイルス対策

「次亜塩素酸水」を使ってモノのウイルス対策をする場合の使用方法

拭き掃除には、有効塩素濃度80ppm以上のものを使いましょう

※ジクロロイソシアナートリウム等の粉末を水に溶かしたものを使う場合、有効塩素濃度100ppm以上のものを使いましょう。※その他の製品の用法は、製造によらず、必要な有効塩素濃度は同じです。

①汚れをあらかじめ落としておく

目に見える汚れはしっかり落としおきましょう。

②拭く対象物に対して十分な量を使用すること

用法・用量を守りましょう。

③きれいな布やペーパーで拭き取る

20秒反応させた試験を行い有効性を確認しています。

新型コロナウイルスに有効な消毒・除菌方法一覧はこちら。

本資料は、2020年6月26日現在の知見に基づいて作成されたものです。修正されることがあります。

厚生労働省 経済産業省 消費者庁

▲議員連盟の抗議により修正されたポスター

新型コロナウイルス対策

「次亜塩素酸水」を使ってモノのウイルス対策をする場合の注意事項 アルコールとは使い方が違います

拭き掃除には、有効塩素濃度80ppm以上のものを使いましょう

※ジクロロイソシアナートリウム等の粉末を水に溶かしたものを使う場合、有効塩素濃度100ppm以上のものを使いましょう。※その他の製品の用法は、製造によらず、必要な有効塩素濃度は同じです。

①汚れをあらかじめ落としておく

目に見える汚れはしっかり落としおきましょう。

②十分な量の次亜塩素酸水で表面をヒタヒタに濡らす

アルコールのように少量をかけるだけでは効果ありません。

③少し時間をおき（20秒以上）、きれいな布やペーパーで拭き取る

20秒も時間をおく必要はありません。アルコールと同じように少量の液体でも十分です。

安全上の注意

- 製品に記載された使用上の注意を正しく守ってください。
- 希釈用の製品は正しく希釈して使いましょう。
- 酸性の製品やその他の製品と混合・併用しないでください。
- 顔や皮膚についたり、飲み込んだりしないよう、注意してください。
- 「次亜塩素酸ナトリウム」を水で薄めただけでは、「次亜塩素酸水」になりません。

効果的に使うためのポイント

- 使用の際は、酸性度（pH）・有効塩素濃度や使用期限等を確認しましょう。
- 有機物に弱いので、汚れを落としてから使用してください。
- 紫外線に弱いので、遮光性のボトルを使用し、冷暗所に保管しましょう。

空間噴霧に関しては、様々な実験・ヒアリングで安全性が実証されています。詳しくは次亜塩素酸水活用普及促進会ホームページをご覧ください。

空間噴霧に関しては、様々な実験・ヒアリングで安全性が実証されています。詳しくは次亜塩素酸水活用普及促進会ホームページをご覧ください。

本資料は、2020年6月26日現在の知見に基づいて作成されたものです。修正されることがあります。

厚生労働省 経済産業省 消費者庁

▲厚労省が当初作ったネガティブポスター

事務連絡
令和4年10月24日

各都道府県
各保健所設置市
各特別区

衛生主管（部）局 御中

厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部

次亜塩素酸水の空間噴霧について

次亜塩素酸水の空間噴霧について、令和3年10月21日発事務連絡¹にある「推奨されていません」との記載について、全面的に禁止されているものであるとの誤解があるようですが、同事務連絡において既に示しているとおり、個々の製品の使用に当たり、その安全性情報や使用上の注意事項等を守って適正に使用することを妨げるものではなく、製造販売業者等により提供された正しい情報をもとに、消費者にご判断いただくべきものであると、貴管内の関係機関に対して改めて周知くださるようお願いいたします。

なお、「次亜塩素酸ナトリウム（NaClO）」の空間噴霧については厚生労働省として「職場のあんぜんサイト」²でも注意喚起をしているところでございますので、いまだ一度周知徹底をお願いいたします。

¹ 新型コロナウイルスの消毒・除菌方法について（厚生労働省）211021【事務連絡】
<https://www.mhlw.go.jp/content/000847909.pdf>

² 次亜塩素酸ナトリウムを加温器に誤って投入したことによる中毒（厚生労働省）
職場のあんぜんサイト
https://anzeninfo.mhlw.go.jp/anzen_pg/SAL_DET.aspx?joho_no=101623

▲抗議により修正された通達

事務連絡
令和3年10月21日

各都道府県
各保健所設置市
各特別区

衛生主管（部）局 御中

厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部

新型コロナウイルスの消毒・除菌方法について

新型コロナウイルスの消毒・除菌方法については、「独立行政法人製品評価技術基盤機構」（NITE）において有効性の評価が行われており、当該結果を含め、現在の知見を経済産業省、消費者庁とともにホームページにおいて周知しているところです。

近時、次亜塩素酸水を空間噴霧して使用することについて問合せが多く寄せられているところ、今般下記のとおりまとめたと、別添のとおりQ&Aとしてお示ししますので、内容について御了解の上、貴管内の関係機関に対して周知くださるようお願いいたします。

記

厚生労働省・経済産業省・消費者庁特設ページ「新型コロナウイルスの消毒・除菌方法について」の「5.（補論）空間噴霧について」の【参考情報3】において、「消毒効果を有する濃度の次亜塩素酸水を吸い込むことは、推奨できません」と記載しております。

これは、消毒剤や、その他ウイルスの量を減少させる物質を空間噴霧して使用することは、眼や皮膚への付着や吸入による健康影響のおそれがあることから推奨しない、という趣旨です。個々の製品の使用に当たっては、その安全性情報や使用上の注意事項等を守って適切に使用してください。

なお、同ホームページの「5.（補論）空間噴霧について」における「消毒剤や、その他ウイルスの量を減少させる物質」に該当する製品が、健康影響のおそれがあるものかどうかについては、各製品の安全性情報や使用上の注意事項等を確認いただき、消費者に御判断いただくものと考えております。

¹ 新型コロナウイルスの消毒・除菌方法について（厚生労働省・経済産業省・消費者庁特設ページ）5.（補論）空間噴霧について
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/syoudoku_00001.html

▲厚労省の当初の通達（抜粋）

トし、介護施設や保育園ではそれまで使っていた次亜塩素酸水の霧化器は撤去された。まごうことない行政裁量の逸脱である。

その後、次亜塩素酸水の業界団体と学術専門家の働きかけで超党派の議員連盟が設立され、国会の場で「おススメしない」は撤回され、「WHOが禁止している」というウソも否定され、厚労省のネガティブ通達も変更再通知されたが、いまだこの風評工作の後遺症は続いている。

防災アドバイザーとして、避難所の感染対策のため全国の自治体へ次亜塩素酸水の生成パウダー300g分と空間霧化器を寄贈しているのだが、これを「次亜塩素酸水に不安を持つ避難者もいるので受けとれない」という防災担当者もいる。住民の生命・健康もメディアが手貸したフェイクのせいで脅かされている。

9月に設立された内閣感染症対策危機管理統括庁にも提言書を出す予定だが、いまの感染拡大とこれからの新たなパンデミック対策、マスクを外せない人たちが安心できる空気感染対策を準備しなくてはならない。

メディアは社会の役割を自覚し、記者の良心と誇りのもとに真実を公正に報道してほしい。

（筆者略歴）
株式会社あかりみらい代表取締役。北海道大学卒業後、北海道電力入社。電気事業連合会企画部副部長、北海道洞爺湖サミット道民会議事務局次長、北海道経済同友会などを歴任。電力業界で初代の危機管理担当室長の経験から自治体・企業へのアドバイザーとして活躍。環境・エネルギー問題の専門家。（一社）次亜塩素酸水溶液普及促進会議代表理事、日本除菌連合の会長を務める。札幌なかがで経済人ネットワーク主宰。

あかりみらい創立10周年記念

全国の自治体へ寄贈

安心給電キット

避難所等自治体の防災用途にお使いください **限定500台**
—自治体上限30台まで

自然災害による防災・停電対策に！
コンセント付き公用車が発電機になる！

安心給電キット
ハンドリール10M
ANO-102D-SW

次亜塩素酸水専用超音波霧化器 クリアランス AT-45 ES I 株式会社

自治体・公立学校・保育園・病院・介護施設等のみなさまに

限定500台
—施設上限30台まで

高純度次亜塩素酸水溶液
【簡単生成パウダー】
クリアランスα
1箱寄贈します

株式会社あかりみらい
akarimirai

0120-760-814

フリーダイヤル受付（平日9～17時30分）

あかりみらい 検索 <https://www.akarimirai.com>